

29土第796号
平成30年3月20日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

県発注工事及び工事に係る業務委託における課税事業者届出書の廃止について

県発注工事及び工事に係る業務委託においては、契約締結時に受注者に対して課税事業者届出書又は免税事業者届出書のいずれかの提出を求めているところですが、県の入札参加資格を有する業者のほとんどが課税事業者であることから、受注者の事務負担軽減のため、平成30年4月1日以降に新たに契約を締結する工事及び工事に係る業務委託から、免税事業者にのみ届出書の提出を求め、課税事業者に対しては提出を求めないこととしますので、貴職におかれましては、通知の趣旨を御理解のうえ、貴会員（組合員）に対して周知をお願いいたします。

なお、免税事業者届出書の提出がない場合は、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては落札決定後すみやかに免税事業者届出書を提出いただきますよう併せて周知をお願いします。

平成30年4月より契約時の課税事業者届出書の提出が不要になります

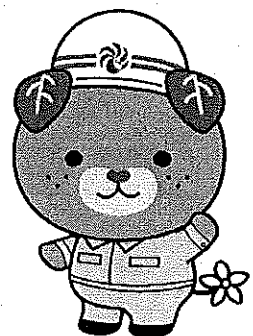
平成30年3月
土木管理課

愛媛県発注の工事及び工事に係る業務委託の契約締結時に、落札者より「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」を提出いただいておりますが、落札者の事務軽減のため、平成30年4月以降に当初契約する工事及び工事に係る業務委託より、免税事業者からのみ「免税事業者届出書」の提出を求め、課税事業者からの「課税事業者届出書」の提出は不要といたします。

※「免税事業者届出書」の提出がない場合、課税事業者として契約手続きを行いますので、免税事業者においては契約締結時に届出書の提出漏れが無いようご注意ください。

	平成30年3月までに契約	平成30年4月以降に契約
課税事業者	必要 課税事業者届出書	不要 課税事業者届出書
免税事業者	必要 免税事業者届出書	必要 免税事業者届出書

免税事業者からの
免税事業者届出書の提出
は引き続き必要やけん！



免税事業者届出書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

下記の期間については、消費税及び地方消費税の免税事業者（消費税法第9条第1項本文及び地方税法第72条の78第1項の規定により消費税及び地方消費税を納める義務を免除されている者）となるのでその旨届出します。

記

課税期間

自

年 月 日

至

年 月 日